

結核病床の設備構造等に関する基準の概要(案)

○ 結核病床に関する事項

- (1) 結核病床に係る人員配置基準を次のとおり厚生労働省令で規定すること。
 - ① 医師の員数は、入院患者16人に対し1人を標準とすること。
 - ② 薬剤師の員数は、入院患者70人に対し1人を標準とすること。
 - ③ 看護婦及び准看護婦の員数は、入院患者4人に対し1人を標準とすること。

- (2) 結核病床に係る構造設備基準を次のとおり厚生労働省令で規定すること。
 - ① 病室の床面積は、内法で患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
 - ② 病室に面する廊下の幅は、内法で、片側居室の場合1.8メートル以上、両側居室の場合2.1メートル以上とすること。

- (3) 結核病床について経過措置として次の特例を厚生労働省令で規定すること。
 - ① 旧医療法第21条第1項ただし書の規定による特例許可を受けている病院の結核病床については、改正法の施行から5年間、人員配置基準は次のとおりとすること。
 - 1) 医師の員数は、入院患者40人に対し1人を標準とすること。
 - 2) 薬剤師の員数は、入院患者150人に対し1人を標準とすること。
 - 3) 看護婦及び准看護婦の員数は、入院患者6人に対し1人を標準とすること。
 - ② 既存の建物に係る病室の床面積は、内法で患者1人につき4.3平方メートル以上とすること。
 - ③ 既存の建物に係る病室に面する廊下の幅は、内法で、片側居室の場合1.2メートル以上、両側居室の場合1.6メートル以上とすること。

結核病床における今後の人員配置基準・構造設備基準の見直しの方向性

1. 背景

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図ること等を目的とした医療法等の一部を改正する法律案が第150回臨時国会に提出され、11月30日に成立した。この法律が施行される際には、人員配置基準・構造設備基準についても見直すこととしているため、結核病床についても見直す必要がある。

2. 見直しの方向性

結核病床の見直しの方向性を示すに当たっては、①国民に対してどの様に良質な結核医療を提供すべきかという結核医療の提供体制のあるべき姿、② i) 結核病床の平均在院日数が一般病床と比べて極端に長く、現在のその他の病床（いわゆる一般病床）よりもむしろ現在の療養型病床群の実態に近い患者がいること、ii) 一部地域における病床の逼迫状況があるという結核病床の需給のバランスも考慮する必要があること等の結核医療を取り巻く様々な実態、等を総合的に勘案し、実態に応じた医療を提供できるようにすることを基本に基準を定めるべきである。

したがって、人員配置基準については、今後の結核医療体制を充実するため、現在の結核特例を廃止し、制度改正後のすべての結核病床については、現在の結核病床（結核特例を受けていない病床）と同等とするべきである。なお、現在、結核特例を受けている病床については、適切な整備を促すため、5年間の経過措置を設けるべきである。また、構造設備基準については、一般病床の新たな基準のほかに、感染するという結核の特性にかんがみ他の患者への感染を防止するための施設については現行の基準と同様の基準を設けることとしたい（別紙参照）。

3. 今後の課題

現在の結核医療は、急性期から慢性期への対応まで幅広く、これらを同一医療機関内で対応しており、服薬困難例などに対する入院・外来を横断した検討が必要な段階に達している。今後、このような結核医療の特性を踏まえ、結核医療の在り方について引き続き検討すべきである。

なお、今回の結核病床の人員配置基準の見直しに当たり、結核医療に関する採算性が結果的に低いという指摘があった。厚生省としては、今後、関係審議会にも諮り、望ましい結核医療が推進できる経済的、制度的な支援体制を検討すべきである。

法改正前後の病院の人員配置・構造設備基準の比較（結核病床）

〔別 紙〕

改正後		改正前	
区分	結核病床	結核特例を受けていない病床	結核特例を受けている病床
主な人員配置基準	医師 16 : 1 看護婦・准看護婦 4 : 1 薬剤師 70 : 1	医師 16 : 1 看護婦・准看護婦 4 : 1 薬剤師 70 : 1	医師 40 : 1 看護婦・准看護婦 6 : 1 薬剤師 150 : 1
必要施設	一般病床において必要な施設のほか ・機械換気設備 ・感染予防のためのしや断 ・一般病床の消毒施設のほかに必要な消毒施設	その他の病床において必要な施設のほか ・機械換気設備 ・感染予防のためのしや断 ・その他の病床の消毒施設のほかに必要な消毒施設	結核特例を受けていない病床と同じ
構造設備基準	1患者当たり病床面積 新設（全面改築含む） $\frac{6.4 \text{ m}^2}{\text{以上}}$ 既設 4.3 m^2 以上	4.3 m^2 以上	4.3 m^2 以上
廊下幅	新設（全面改築を含む） 1.8 m 以上（両側居室 2.1 m ） 既存病床からの転換 1.2 m 以上（両側居室 1.6 m ）	1.2 m 以上（両側居室 1.6 m ）	1.2 m 以上（両側居室 1.6 m ）

※現在結核特例を受けている病床の人員配置基準については、5年間の経過措置を予定
 ※歯科医師については、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者16人に1人
 ※薬剤師については、平成13年12月を目的に別途検討